

# 大田区くらしのガイド広告掲載取扱要綱

平成14年4月26日  
経広発第724号

改正 平成21年6月5日経広発第10057号 平成25年3月15日24経広発第10332号  
平成28年3月9日27政広発第10605号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田区における民間事業者等広告掲載取扱要綱(平成21年6月5日付区長決定。以下「事業者等広告取扱要綱」という。)に基づき、大田区が発行する大田区くらしのガイド(以下「くらしのガイド」という。)への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、印刷物の作成目的を妨げない位置とする。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 くらしのガイドに掲載する広告の規格及び掲載料は、別に企画経営部長が定めるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第4条 区長は、広報紙等で希望者を募集するほか、特に必要と認める場合には、民間事業者等が直接広告掲載の募集をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 くらしのガイドに広告を掲載しようとする者(以下「掲載申込者」という。)は、大田区くらしのガイド広告掲載申込書(別記第1号様式)に掲載しようとする原稿案を添えて、区長に提出しなければならない。

(広告掲載の審査及び決定)

第6条 区長は、前条による申込書を受理したときは、事業者等広告取扱要綱第4条の規定に基づき審査し、速やかに掲載の可否を決定する。この場合において、広告の申込みが掲載可能な件数を越えたときは、抽選とする。ただし、広告の原稿案に不適切な表現等があると認めるときは、区長は掲載申込者に対して、文言等についての条件を付すことができる。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の決定をしたときは大田区くらしのガイド広告掲載決定通知書(別記第2号様式)により、掲載できないと決定したときは大田区くらしのガイド広告非掲載決定通知書(別記第3号様式)により掲載申込者に通知するものとする。

3 前項の規定に基づき、広告掲載の決定通知を受けた掲載申込者は、区長の指定する期日までに掲載広告の版下原稿を区長に提出するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画経営部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年6月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式

(第5条関係)

第2号様式

(第6条関係)

第3号様式

(第6条関係)